

令和5年1月4日

文部科学省大臣 永岡桂子様
宗教法人審議会 御中

中山国際法律事務所

弁護士 中山達樹



貴省の家庭連合に対する解散命令請求の不行使を求める申入書2

令和4年12月14日に当職が提出した「文部科学省の家庭連合に対する解散命令請求の不行使を求める申入書」(以下「申入書1」といいます。)に加え、家庭連合に宗教法人法(以下「法」といいます。)に基づく解散事由がない理由を追加でお伝えいたします。

貴省におかれましては、本書記載の事由をご高配いただき、家庭連合に対し解散命令の請求をしないことを、改めて申し入れます。

目次

第1 総論

第2 民事裁判例の緻密な分析 –組織性・悪質性・継続性なし

第3 他の宗教法人との比較 –悪質性なし

第4 「著しく公共の福祉に反することが明らか」ではない

第5 解散命令のデメリット –「被害者」が救済できない

第6 結語

第1 総論

家庭連合には組織性、継続性及び悪質性がなく、「著しく公共の福祉に反することが明らか」(法81条1項1号)ともいえないため、法81条の解散事由は満たさない。

第2 民事裁判例の緻密な分析 –組織性・悪質性・継続性なし

貴省は、家庭連合が使用者責任に基づき敗訴した民事裁判22件を「組織性」の理由にした。しかしながら、その裁判例22件を仔細に分析したところ、家庭連合に非難されるべき組織性・悪質性・継続性を見出すことは困難である。

1 組織性なし

22件の裁判を仔細に分析すると、家庭連合が全部敗訴したわけではない。各案件の各請求(ちょうど1000項目)を分析して総合すると、約半数は家庭連合が勝訴している。具体的には、家庭連合はこれらの裁判例で、以下の勝率で(一部)勝訴している(別紙、資料22):

金額換算における勝訴率: 48%

項目(請求の種類)ごとの勝訴率: 50%

つまり、約半分では家庭連合に使用者責任は成立せず、家庭連合が一部勝訴した。22の裁判例において、半分は不法行為(つまり非難されるべき組織性)を裁判所が否定しているのに、残り半分のみを取り上げて「組織性がある」と非難することは、行政機関として公平といえない。

2 悪質性なし

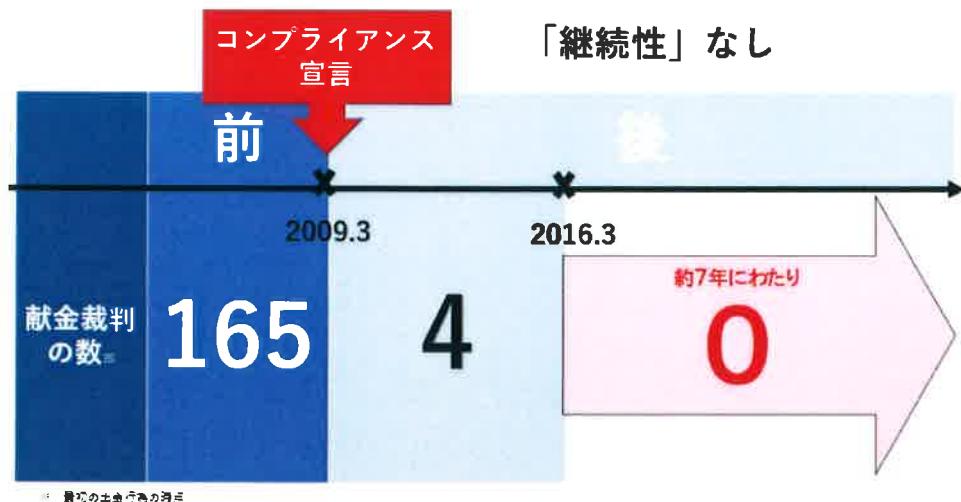
貴省は、22件の裁判例で計14億円が認容されたことをもって悪質性を認めた(当方の分析では約11.6億円)。しかし、家庭連合は金額換算で48%は勝訴しており、勝訴部分は計10.7億円である。この約11億円の献金につき、裁判所は不法行為責任(使用者責任)を認めなかった。

このように、「勝ったり、負けたり」の裁判を繰り返し、現実に11億円程度も勝訴した家庭連合に対し、負けた部分のみを取り上げて悪質性を認定するのは、行政機関として公平性に欠ける。

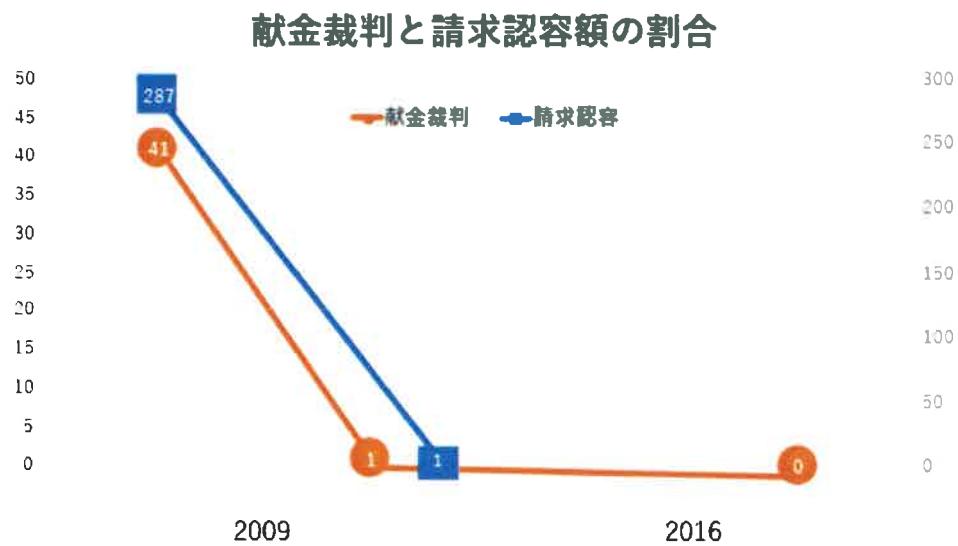
3 継続性なし

平成21(2009)年に家庭連合がコンプライアンス宣言を出した以降、家庭連合を被告とする民事裁判が激減したことは、申入書1の23頁に記載したとおりであ

る(以下に説明図を再掲する。)。殊に、最近約7年間の行為につき、1件も民事裁判が提訴されていないことは特筆されるべきである(資料12)。



上記のとおり、平成21(2009)年3月のコンプライアンス宣言前後で、献金裁判の数は41分の1に激減している。金額で換算しても、家庭連合が22件の使用者責任裁判で敗訴した金額の実に 99.7%がコンプライアンス宣言以前の行為についてであり、同宣言後は 0.3%にすぎない(別紙)。割合で言えば、287 分の1に激減した。これを以下のグラフで図示する。



コンプライアンス宣言後に体制を整え、献金裁判の数を41分の1に、使用者責任の敗訴額を 287 分の1にそれぞれ激減させた家庭連合に対し、なお「継続性がある」と矛を向けることができるのであろうか。

第3 他の宗教法人との比較 −悪質性なし

他の宗教法人と比べ、家庭連合に解散命令請求を受けるほどの悪質性はない。

1 集団暴行死事件を起こした宗教法人との比較

以下3つの宗教法人では、信者ら(神慈秀明会では元信者)が集団で信者に暴行を加えて死亡させたという極めて悪質な事件を起こした(紀元会の民事裁判では紀元会自体の責任も認められた。)。これらの宗教法人は、質問権を行使されず、解散命令請求も受けずに存続している。

それにもかかわらず、このような悪質な事件を引き起こしたことがない家庭連合に対し解散命令請求をすることは、法の下の平等(憲法 14 条)に反する。

(1) 紀元会

長野県の宗教法人「紀元会」で、平成19(2007)年9月、多数の会員が共謀の上、会員の女性(当時63歳)に対し、紀元会内部のもめごとを理由に集団で暴行を加えて死亡させた。長野地裁は、被告人らを懲役刑(3年~7年)に処した(長野地裁平成 20 年 4 月 10 日、5 月 21 日、同 22 日、同 24 日判決)。

この事案につき被害女性の次女が慰謝料等の損害賠償を求めた民事訴訟で、東京地裁は平成30(2018)年 3 月、集団暴行に関して紀元会の使用者責任を認め、また、紀元会らによる原告(遺族兼被害者本人)に対する提訴を「不当訴訟」と認定し、共同不法行為責任を認めた。会員らのみならず、紀元会に対しても連帯して計約3700万円の支払が命じられた。東亜由美裁判長は「凄惨で危険な暴行が執拗に続いた」と指摘し、紀元会側が事実と異なる証拠を提出するなど不適切な訴訟対応があったことも認定した。

かかる「凄惨」かつ「執拗」な事件を引き起こし、不誠実な訴訟遂行をした紀元会は、解散命令が出されることなく、現在でも宗教法人として存続している。

(2) 空海密教大金龍院

京都市の宗教法人「空海密教大金龍院」の宗教施設内で、平成24(2012)年9月、信者たる46~76歳の男女9人が、教義を巡るトラブルを理由に男性信者(当時 68 歳)を集団で暴行を加えて死亡させた。

京都府警は男女 9 人を傷害致死の容疑で逮捕し、うち3人が傷害致死で起訴された。同年12月10日、指導者の一番弟子とされる増田敦士被告に懲役1年、執行猶予3年の判決が下った。判決理由で宮端謙一裁判官は、教団内で

は「お淨(きよ)め」と称して日常的に信者への暴力があったと認定した。

この空海密教大金龍院は、質問権行使や解散命令を受けることなく、現在でも宗教法人として存続している。

(3) 神慈秀明会 一福島悪魔祓い殺人事件

福島県で、平成7(1995)年、悪霊を祓うための祈祷行為であると称して祈祷師が被害者に暴行を加え続け、7名を殺傷した。最高裁判所で死刑が確定したこの祈祷師は(平成20年9月16日判決)、一連の犯行を開始する半年前に宗教法人「神慈秀明会」に入信していたため、同法人の教義等が本件犯行へ影響を与えた可能性は否定できない。この神慈秀明会も、質問権を行使されず、現在でも宗教法人として存続している。

2 その他の刑事事件を起こした宗教法人との比較

以下2つの宗教法人は、集団暴行死事件こそ引き起こしていないものの、数々の刑事事件を引き起こしておきながら、質問権や解散命令請求を受けていない。

(1) 法の華三法行

貴省(平成13(2001)年1月までは文部省)は、教祖等が組織ぐるみで詐欺事件を起こした法の華三法行に対し、16か月の長きにわたり、質問権を行使せず、また、解散命令請求もしなかった。

日付	事実
1999.12.1	教祖等の詐欺容疑で、強制捜査開始
12月	第138回宗教法人審議会 ¹ 貴省「今後の捜査状況等を見守る」旨を発言
2000.5月	前代表役員福永法源氏ら教団関係者十数名が詐欺容疑で逮捕
5.29	8名が詐欺罪で起訴(その後の起訴含め15名が起訴)
9.1	15名のうちの1人の元職員に対する初公判
9.28	第139回宗教法人審議会 ² 貴省「公判状況を見極める」旨の発言
10月	福永法源氏ら10名に対する初公判、元職員有罪判決(懲役1年6月、執行猶予4年)
12.4	被害者が破産申立
2001.3月	第140回宗教法人審議会 ³ 貴省「刑事裁判状況を踏まえる」旨の発言
3.29	宗教法人法43条に基づき破産宣告と同時に解散

¹ 議事録 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/shuukyo/gijiroku/1329778.htm

² 議事録 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/shuukyo/gijiroku/1329782.htm

³ 議事録 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/shuukyo/gijiroku/1329783.htm

前頁のとおり、貴省は、平成11(1999)年12月に法の華三法行へ警察の強制捜査が入った後、平成13(2001)年3月に破産開始決定が下るまでの16か月間、福永法源教祖の逮捕・起訴・初公判を経て、宗教法人審議会を3度も開催しつつ、法の華三法行に対し、解散命令の請求をしないどころか、質問権すら行使しなかった。



(2) 顕正会

顕正会は、創価学会・エホバの証人と並んで「日本三大カルト宗教」とも言われる宗教法人であり(資料 23)、宗教法人法が改正された質問権が創設された平成8(1996)年以降だけでも、次頁の一覧表のとおり、少なくとも 12 件もの夥しい刑事事件を引き起こしている。うち1件では、顕正会地区部長に殺人罪で懲役15年の有罪判決が下っている(2003年1月)。

しかし貴省は、顕正会に対し解散命令の請求をしていないどころか、質問権すら行使していない。顕正会は今も活動している。

日付	事実
1999.1.23	入会を強要して集団暴行に及んだ会員4人が逮捕
7.5	入会を強要して暴行に及んだ会員が逮捕
7.7	顕正会藤沢事務所が家宅捜索を受ける
2001.7.2	入会を拒否した男性に暴行を加えた会員3人が逮捕
7.24	活動不参加会員に暴行をした部員が逮捕、顕正会事務所を家宅捜索
2002.6.19	部員を刺殺した地区部長が逮捕
2003.1.22	同地区部長に殺人罪で懲役15年が言い渡される
11.13	入会を拒否した男性に対する強要で会員2人が逮捕
2005.3.11	入会を拒否した男性に暴行を加えた会員が逮捕
7.28	入会拒否学生を監禁した部員2人が逮捕、横浜会館等を家宅捜索
2006.7.3	入会拒否した男性を殴った部員が逮捕、高崎事務所等を家宅捜索
2007.1.11	大学生を監禁し強要をした部員3人が逮捕、本部など8か所を家宅捜索 神奈川県警には2年間で338件の被害相談
2008.1.17	入会拒否男性を監禁した2人逮捕、本部や新潟会館等7か所家宅捜索 新潟県警には2年間で312件の被害相談
10.10	顕正会本部が3度目の家宅捜索を受ける
10.30	顕正会機関紙が名誉毀損記事を掲載して訴えられていた事件で、東京高裁は、記事には公共性・公益性・真実性・相当性いずれもなしとする一審判決を支持し、顕正会に損害賠償を命じた
2015.10.4	勧誘目的で嘘つき大学生を連行した事案で、関係者5名逮捕 顕正会本部や東京会館等の数か所を家宅捜索 都内では9か月間で顕正会をめぐる通報や相談が約90件

(3) 家庭連合との比較

一方、家庭連合においては、創設以来63年、役職員がその活動に関し刑事责任を追及されたことは一度もない。特定商取引に関する法律違反で信者が逮捕された事件が平成21(2009)年に2件あったものの、それ以降に信者の宗教活動が刑事事件になったことはない。なお、上記2つの事件では家庭連合の組織的な犯行は認定されていない(申入書1の9頁)。

また、家庭連合が平成21(2009)年にコンプライアンス宣言を発した以降、前述したとおり、家庭連合を被告とする献金裁判数はわずか4つに激減した。

そのため、第4「1 過去の貴省対応」で後述するとおり、貴省は、何度も全国靈感商法対策弁護士連絡会(以下「全国弁連」という。)から要請を受けつつも、

昨年11月に至るまで、質問権を行使しなかった。しかるに、貴省は、安倍元首相の殺害を契機として、被害の重大性等を理由にわずか4か月で質問権を行使し、解散命令の請求を検討するに至った。

刑事犯罪の数だけを単純に比較しても、「組織性・継続性・悪質性」を疑われるのはまずは顕正会である。顕正会らと比べると、家庭連合に質問権を行使したこと、また、仮に解散命令請求をするとすれば、それは著しく均衡を失する。

3 オウム真理教高裁決定の尊重

なお、上記5つの宗教団体に関しては、信者らが起こした悪質な刑事事件を取り上げ、宗教法人自体の組織的犯罪性についてはあえて立ち入っていない。

法81条1項1号の解散事由で「法令に違反した」主体は宗教法人であり、そもそも信者の犯罪は直接的には解散事由とならない。信者の行為を原因として法人が解散されるには、法人に組織性、すなわちオウム真理教高裁決定(東京高裁平成7年12月19日)がいう「宗教法人の代表役員等が法人の名の下において取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を利用した行為」があることが必要である(資料1)。

上記5つの法人に対する質問権行使・解散命令請求の是非において、貴省がこの「組織性」(要するに、代表役員等が信者等を利用する関係)を考慮したか否かは定かではない。いずれにせよ、家庭連合に対する解散命令請求の是非を判断するにあたっては、改めて、このオウム真理教高裁決定の判断基準(代表役員等が財産・信者を利用した関係があるか否か)を慎重に吟味していただきたい。

第4 「著しく公共の福祉に反することが明らか」ではない

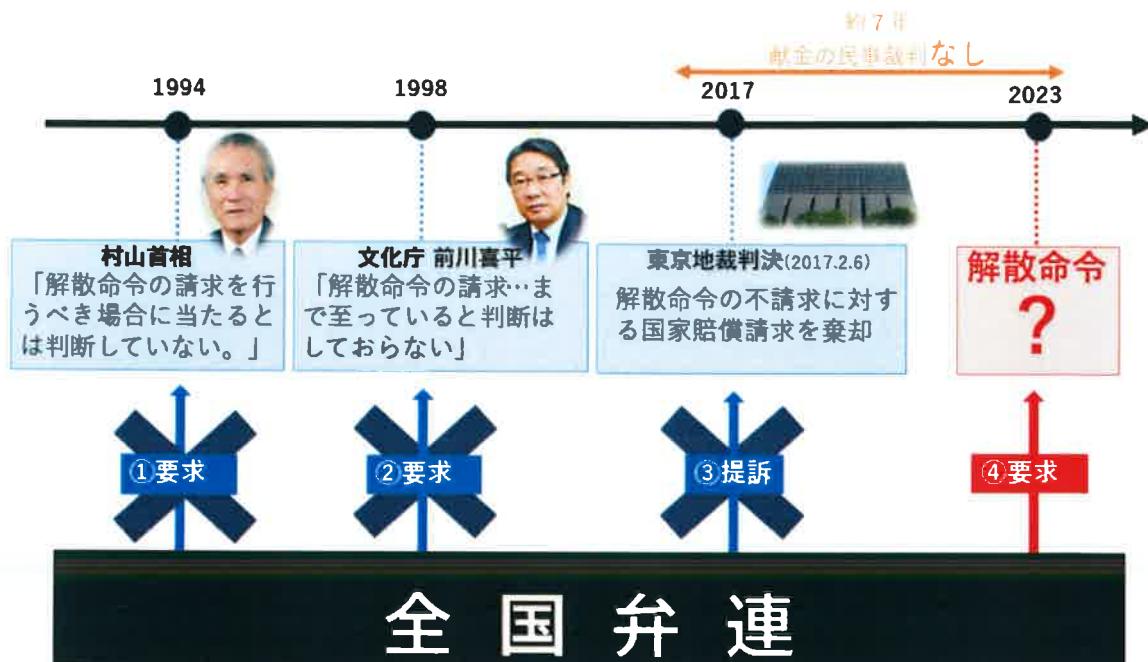
上記のように、家庭連合には組織性、継続性及び悪質性がない。また、以下事情からも「著しく公共の福祉に反することが明らか」(法81条1項1号)とは言えない。

1 過去の貴省対応 -質問権も解散命令も行使しなかった

過去、貴省は家庭連合に対し、再三の申立てを受けたにもかかわらず、質問権を行使せず、解散命令も請求してこなかった。

(1) 解散命令請求の不行使

貴省は、全国弁連等から申立てを受けつつ、少なくとも平成6(1994)年から現在に至るまで、3度にわたり、解散命令請求をしないという判断をしてきた。



ア 平成6(1994)年 村山内閣

村山内閣総理大臣(当時)は、平成6(1994)年7月の第 129 回国会で、以下を述べて家庭連合に対する解散命令の請求を否定した(資料24)。

- ① 政府としては、一般的に、特定の宗教団体が反社会的な団体であるかどうかについて判断する立場はない。
- ② 現在のところ所轄庁である東京都知事は、統一教会について、解散命令の請求を行うべき場合に当たるとは判断していない。
- ③ いわゆる靈感商法についても、所轄庁たる東京都知事は、統一教会が行っている事業であるという確証もない…と判断している。

イ 平成 10(1998)年 貴省前川喜平氏

貴省文化庁宗務課の前川喜平氏(当時)も、平成10(1998)年4月28日の第142回国会の衆議院法務委員会で、以下のように述べてやはり解散命令の請求を否定した(資料25)。

- ① マスコミ等で様々な問題が指摘されていることは承知している。
- ② 全国弁連の方々からもお話を伺っている。

- ③ 最高裁判例も含め、裁判例についても詳細を検討している。
- ④ 私どもにできるのは裁判所に対する解散命令の請求だが、そのようなところまで至っていないと判断している。

ウ 平成24(2012)年 国家賠償請求

全国弁連は、平成24(2012)年、貴省が家庭連合に対して質問権を行使しないこと及び解散命令請求をしないことが違法であると主張して、国家賠償請求訴訟を提起した(東京地方裁判所平成24年(ワ)第19029号)。しかし、平成29(2017)年2月6日、東京地方裁判所は、質問権及び解散命令請求の不行使を裁量の範囲内として請求を棄却した(資料26)。

なお、同判決は、「個々の取引関係者」の「救済」は解散命令の目的ではなく、「損害の救済は一般の不法行為規範等に委ねられている」と判示した(同資料18頁)。

(2) 質問権の不行使

貴省は、解散命令の請求はおろか、質問権すらも、行使してこなかった。



ア 3度の質問権不行使

全国弁連は、長年にわたり、貴省に対し家庭連合に対する質問権の発動を促してきたものの、平成15(2003)年、貴省文化庁は、「権限発動の根拠になる資料がない」として、この申立てを拒絶した。

また、平成20(2008)年にも、貴省文化庁は「民事で敗訴した例は多々あ

っても、使用者責任を認めるにとどまる。刑事事件にもなっておらず、報告や調査を求める要件に当てはまるとは考えていない」と述べ、全国弁連による質問権行使要求を退けた(以上資料4)。

さらに、平成24(2012)年に至るまで、貴省は家庭連合に対して質問権を行使しなかったため、前述の国家賠償請求訴訟が提訴された。

イ 令和4(2022)年11月 不均衡な質問権行使

上記のとおり、貴省は、長年にわたり家庭連合へ質問権を行使せず、それが裁判所にも是認されてきた。しかも、貴省の質問権不行使が東京地方裁判所で適法と認定された平成 29(2017)年の1年前から、約7年間にわたり、信者が行った献金に関し民事裁判は1件も提訴されていない(資料12)。つまり、貴省が「質問権を行使しない」と判断してから7年間、家庭連合に関する係争はほとんど発生しておらず、献金被害が拡大したとはいえない。質問権行使すべき新たな事情は何ら発生していないのである。

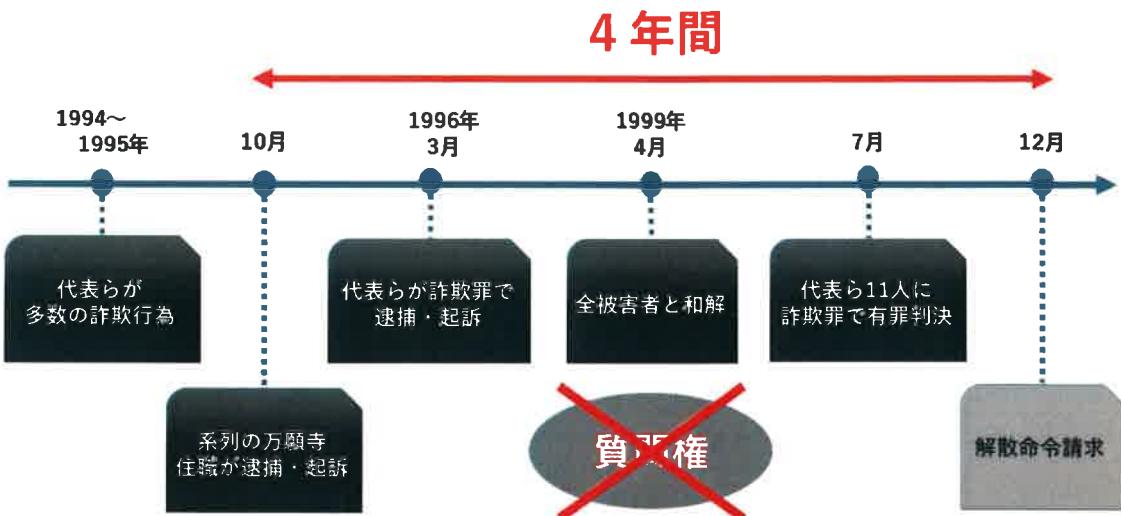
それにもかかわらず、令和4(2022)年11月、貴省は法81条1項1号の「法令」が「刑法等」に限るというオウム真理教高裁決定で示された法解釈を突如として変更し、「組織性・継続性・重大性」という曖昧な基準の下、被害が重大であることを根拠に質問権行使するに至った。この貴省の判断は平成 29(2017)年までの判断と矛盾する。貴省は、令和4年時点と同様の「被害の重大性」を認識しつつ質問権行使してこなかったのだし、むしろ貴省の最終判断(2017 年)以降、被害は極小化しているからである。

この一貫性を欠く貴省の対応は、国民の予測可能性を奪うものであり、また、質問権に晒されることで強い社会的批判を浴びる家庭連合とその信者の信教の自由(憲法 20 条)を著しく侵害した。今後、無用な解散命令請求をすることで、人権侵害を拡大することは厳に控えられたい。

ウ 明覚寺事件でも質問権行使せず

なお、国民の予測可能性については、家庭連合に質問権行使した貴省の対応は、宗教法人明覚寺に対する対応と雲泥の差であった。

つまり、貴省は、平成11(1999)年ころ、宗教法人明覚寺代表らが詐欺罪を犯したことを知っていた、または容易に知り得たものの、約4年間にわたり、質問権の行使をしなかった。



このように、貴省が昨年に質問権行使したことは、貴省による過去の質問権不行使の実績から見ても、真に「信教の自由を妨げることがないよう特に留意したものか、疑問なし」としない(法78条の2第4項)。

(3) 小結

以上のとおり、貴省はこれまで解散命令請求や質問権行使してこなかった。その貴省の判断をした時点から、家庭連合に新たな解散事由は一切発生していない。特に、平成28(2016)年3月から行われた献金に関し、これまで約7年間、1つも民事裁判が提訴されていない(資料12)。

貴省におかれでは、解散命令請求の是非の判断にあたっては、「最近の7年間、1つも裁判が提訴されていない」という事実を十分に評価した上で、法81条1項1号の「著しく公共の福祉に反することが明らか」といえるかをご判断いただきたい。

2 家庭連合信者の声

以下のとおり、家庭連合の多くの信者は今も幸せに暮らしている。これら多くの信者の幸福を奪い、宗教法人の法人格を剥奪せしめるほどの「著しく公共の福祉に反することが明らか」な事由はない。

(1) 信者2.3万人からの嘆願

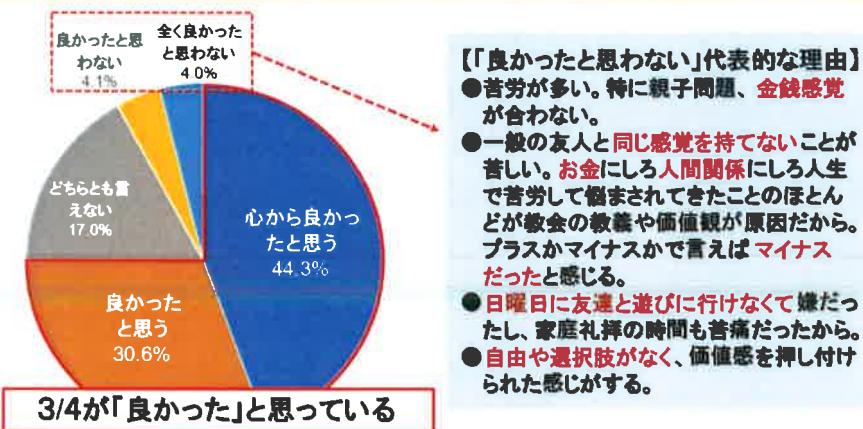
家庭連合は、令和4(2022)年12月21日、「信教の自由を奪わないでほしい」「解散命令の請求をしないでほしい」「元信者や一部の弁護士の声だけを取り上げないでほしい」等を求める信者23,486人からの嘆願書(段ボール14個分)を、岸田首相宛て文化庁宗務課へ郵送した。

(2) 二世アンケート -多くの二世信者が幸せに暮らしている

最近行われた二世信者へのアンケートでも、多くの二世信者が家庭連合信者であることに大きな幸福を感じている。

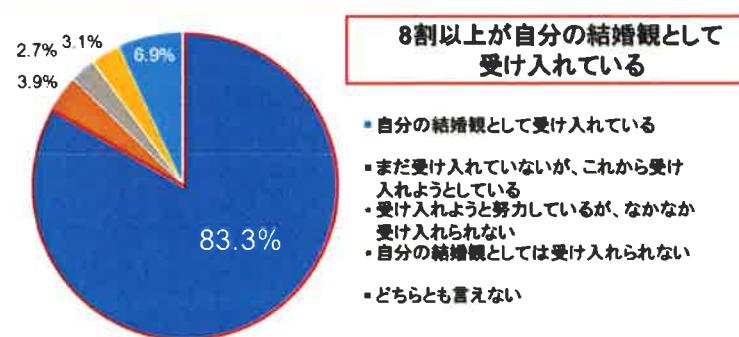
具体的には、家庭連合が、令和4(2022)年、約2000人の二世信者に対しアンケートを行ったところ、二世信者の74.9%つまり4人に3人が「二世として生まれて良かった」と思っており、大きな多幸感を味わっている(資料 27)。

家庭連合の二世として生まれて良かったと思いますか？



さらには、家庭連合の勧める純潔や結婚観についても、83%以上の二世信者が自己の結婚観として受け入れている(資料27の2頁)。

家庭連合が勧める純潔や、永遠に一人の伴侣を愛する結婚観についてどう思いますか？



このように、二世信者の大多数が、家庭連合の信者であることに幸福を感じている。このような二世信者を犠牲に、軽々と「著しく公共の福祉に反することが明らか」と断定するとすれば、今後の長い人生を信仰と共に真摯に行きていこうと願っている信者の信教の自由(憲法 20 条)を大きく奪う。

3 政府見解の誤謬　－信者との間の不起訴合意は適法

政府見解には誤謬があるところ、貴省におかれでは、慎重かつ適切に、解散事由の存否をご判断いただきたい。

岸田内閣総理大臣は、令和4(2022)年11月29日、衆議院予算委員会で、信者が家庭連合に対し「裁判外・裁判上で欺罔・強迫又は公序良俗違反等による不当利得返還請求や不法行為に基づく損害賠償請求しない」旨の念書(いわゆる不起訴合意書)を作成したり、念書を作成しているシーンのビデオテープを作成したりすること自体が、勧誘の違法性を基礎づける要素となり、家庭連合への賠償請求を認められやすくする旨の発言をした(資料 28)⁴。

しかしながら、当事者の意思を確認し、将来の紛争を未然に予防するために念書(合意書)を作成したり、録音・ビデオテープを作成したりすることは、適法かつ適切な法的手段として日常的に行われている。念書等の作成が、事情の如何を問わず即座に違法性を基礎づけるわけはない。

実際、近年の裁判例でも、信者が不起訴合意書を作成した事案で、同合意書を有効かつ適法であると判断し、信者・遺族から家庭連合に対する賠償請求を訴訟要件がないとして却下している(東京高等裁判所令和4年7月7日判決・資料 29、東京地方裁判所令和3年3月1日判決・資料 30)。これらの裁判例は、念書(合意書)が法的に有効であることを判断したものであり、首相見解とは正反対の判断を下している。岸田首相の昨年11月末の答弁が、「不起訴合意(念書)を適法」と判断したこれらの裁判例を踏まえたものとは思えない。

貴省におかれでは、解散事由の存否を判断するにあたり、一方当事者の声のみに耳を傾けて早計の過ちを犯されることなく、裁判例を十分に踏まえた上で、法的な見地から、適切にご判断いただきたい。

第5 解散命令のデメリット　-「被害者」が救済できない

解散命令には、「被害者」救済がかえって困難になるというデメリットがある。

令和4(2022)年12月10日、臨時国会で救済新法(法人等による寄付の不当な勧誘の防止等に関する法律)が成立し、消費者契約法も改正された。この動きは、

⁴ YouTube <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221129/k1001390711000.html>

家庭連合の「被害者」を救済するためと目されている。過去7年の献金につき民事裁判を提訴されていない家庭連合は、そもそも「被害者」の現存を疑問視しているところ、いずれにせよ、解散命令は「被害者」救済にならない。

1 解散命令の目的は被害者救済ではない -東京地裁平成29年2月6日判決

そもそも法は、解散命令を「被害者」救済の手段として予定していない。貴省の解散命令不行使に対する国家賠償請求を棄却した前掲東京地方裁判所平成29年2月6日判決も、宗教法人法は「必要最小限」の規制権限を定めたものであり、「個々の取引関係者」の「救済」は解散命令の目的ではなく、「損害の救済は一般的の不法行為規範等に委ねられている」と以下のとおり判示した(資料26の15頁)。

「宗教法人が、法人格を付与された趣旨に沿って適切に運営されるように、公益的な観点から、信教の自由に配慮しつつ、宗教法人の世俗的側面に限って必要最小限の規制権限を所轄庁に付与したものである。そうすると、法による規制権限は、究極的には当該宗教法人の信者等の関係者の利益の保護に資するものではあったとしても、前記の目的を超えて、当該宗教法人の不正な行為により個々の取引関係者が被る具体的な損害の防止、救済を制度の直接的な目的としたものとはにわかに解し難く、かかる損害の救済は一般的の不法行為規範等に委ねられている」

2 解散命令はむしろ被害者救済を阻害

実際、解散命令は「被害者」救済を阻害する。法人を消滅させれば法人からの債権回収が困難になるのは自明である。「被害者」にも負担を強いる。具体的には、解散により清算手続へ移行するところ、債権者は清算人就任後、一定期間内に債権申出をしなければ清算から除斥される(法49条の3)。

このように、救済新法を成立させつつ、解散命令請求をするのは、「蛇が自らの尻尾を食べる」自殺行為でもある。実際、全国弁連の紀藤正樹弁護士も、平成7(1995)年、オウム真理教の解散命令に対しては、被害者保護のために反対する意見をメディア等で強く公言していた(資料31)。救済新法等の「被害者」保護を実効化させたいなら、同弁護士がいみじくも指摘していたように、むしろ解散命令請求をするべきではないのである。

第6 結語

以上及び申入書1のとおり、家庭連合には組織性、継続性及び悪質性のいずれもなく、「著しく公共の福祉に反することが明らか」ととはいえない。特に、「最近7年の献金につき1つも裁判が提訴されていない宗教法人に対し、解散命令を発することが適切か」については特に慎重に吟味いただきたい。

万一、貴省が解散命令請求をすれば、家庭連合が著しい応訴の煩を負担させられるのみならず、その信者がその日常生活において、長きにわたり、社会的な批判に晒され続けることになる。この「社会的な批判」は、少なくとも10年単位で続くことが予想され、信者それぞれの人生に甚大な悪影響を与える。

貴省におかれでは、家庭連合内で現在も幸せに暮らしている数万人単位の国民（文化庁届出信者数 60万人）の信教の自由（憲法20条）に思いを致した上で、慎重かつ適切に、解散事由の是非をご判断いただきたい。

以上

別紙1

使用者責任の裁判例22件の分析結果

1 平成 20(2009)年以前

請求認容	全請求認容額に占める割合	請求棄却
¥1,156,727,528	99.7%	¥1,073,453,930

2 平成21(2009)年以後

請求認容	全請求認容額に占める割合	請求棄却
¥4,030,500	0.3%	¥257,382

3 合計

全請求認容額	全請求認容額に占める割合	全請求棄却額
¥1,160,758,028	100%	¥1,073,711,312

4 請求認容率(合計)

金額換算	51.94%	全請求認容額 ¥1,160,758,028/ 全請求額 ¥2,234,469,340
項目別換算	50.50%	全請求認容項目数 505/ 全請求項目数 1000

別紙2

使用者責任の裁判例22件 (毎日新聞令和4年11月21日朝刊、資料32)

- 1 福岡地方裁判所平成6(1994)年5月27日判決
- 2 高松地方裁判所平成8(1996)年12月3日判決
- 3 奈良地方裁判所平成9(1997)年4月16日判決
- 4 東京地方裁判所平成9(1997)年10月24日判決
- 5 福岡地方裁判所平成11(1999)年12月16日判決
- 6 岡山高等裁判所平成12(2000)年9月14日判決
- 7 札幌地方裁判所平成13(2001)年6月29日判決
- 8 大阪地方裁判所平成13(2001)年11月30日判決
- 9 新潟地方裁判所平成14(2002)年10月28日判決
- 10 京都地方裁判所平成14(2002)年10月25日判決
- 11 東京地方裁判所平成14(2002)年8月21日判決
- 12 東京地方裁判所平成18(2006)年10月3日判決
- 13 東京地方裁判所平成19(2007)年5月29日判決
- 14 東京地方裁判所平成20(2008)年1月15日判決
- 15 東京地方裁判所平成22(2010)年12月15日判決
- 16 福岡地方裁判所平成22(2010)年3月11日判決
- 17 福岡地方裁判所平成23(2011)年2月28日判決
- 18 札幌地方裁判所平成24(2012)年3月29日判決
(分析対象は札幌高等裁判所平成25(2013)年10月31日判決)
- 19 札幌地方裁判所平成26(2014)年3月24日判決
- 20 東京地方裁判所平成28(2016)年1月13日判決
- 21 東京地方裁判所平成29(2017)年2月6日判決
- 22 東京地方裁判所令和2(2020)年2月28日判決

別紙3

使用者責任の裁判例 22 件の分析方法

裁判例22件を、以下の方針に従い分析した。

1 献金行為の分類等

- (1) 各裁判の原告によって、1つの献金行為を1つの請求原因とすることもあれば、10年以上にわたる献金行為のすべてを1つの請求原因とする場合もある。そこで、原告が献金行為及び物販に対する損害賠償を請求している場合、原則として、請求原因にはこだわらず、1つの献金行為を分析対象とした。
- (2) 定期的な献金については、細分化が困難なため、特定できない場合には1つの献金行為とした。
- (3) 裁判例から献金等の時期が不明確な場合、2009年のコンプライアンス宣言の前であるか、後であるかを誤らないように配慮し、判決書から推測して、時期を特定した。
- (4) 献金行為、物販が問題となっている原告については、同一の違法行為を二重に評価することになるため、慰謝料を分析対象としていない。
- (5) 献金行為、物販が問題となっていない場合、慰謝料を分析の対象とした。

2 上訴審との関係

- (1) 控訴審に移行している裁判例についても、原則として、第一審の裁判例を対象とした。
- (2) ただし、札幌地方裁判所平成24年3月29日判決(項番18)については、一審と二審とで大きく結論が異なるため、上訴審(札幌高等裁判所平成25年10月31日)の判決を分析対象とした。

以上